

平成十六年
第一百五十九回国会提出

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境
に配慮した事業活動の促進に関する法律案参考資料

環 境 省

目次

- 一 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案提案理由説明
- 二 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案要綱
- 三 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
- 四 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案参照条文

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮
した事業活動の促進に関する法律案提案理由説明

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案提案理

由説明

ただ今議題となりました環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組が極めて重要となっております。こうした中、我が国では、環境報告書の作成や環境マネジメントシステムの構築等、様々な手段を通じて、自ら進んで環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつあります。

様々な環境配慮の手段の中でも、環境報告書は、事業者が、社会に対して自ら開いた窓というべきものであり、事業者と様々な利害関係者との間のコミュニケーション手段として重要な役割を担うものであります。環境報告書の普及によって、積極的に環境保全に取り組み事業者が関係者の理解や協力を得やすくなり、環境配慮の取組の促進に大きく寄与すると考えられます。事業者による自主的積極的な環境配慮の取組を広めていくためには、環境報告書について、その信頼性、比較容易性の向上を図り、また、環境報告書の取組の

裾野の拡大を推進するための制度的枠組みが必要となっております。

本法律案は、このような情勢にかんがみ、政府の規制改革推進3ヶ年計画でも取り組むこととされている環境報告書の普及及び信頼性の確保のための措置を講じ、特定の公的事业を行う者に対して環境報告書の作成を義務づけること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図るものであります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本法案の目的であります。本法案は、事業活動に係る環境情報の提供及び利用に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、特定事業者に対して環境報告書の作成及び公表を義務づけること等により、事業活動における環境配慮が適切になされることを確保することを目的としております。

第二に、国及び地方公共団体については、政策主体としての側面のみならず、事業者としての側面を有していることにかんがみ、国及び地方公共団体が、自らの環境配慮の取組状況を毎年公表すべき旨を規定することとしております。

第三に、事業者の環境配慮の取組状況の公表については、環境報告書に記載すべき基本的な事項を記載事項等として定めることとしております。環境報告書の記載事項等に関しましては、幅広く民間の協議会等の

意見を聴いて定めるべき旨を規定することとしております。

また、特別の法律に基づく法人のうち、国の事務との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める公的事业を行う者については、環境報告書の作成を義務づけ、また、環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについて自ら評価を行うこと、第三者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めることとしております。

一方、民間事業者については、環境報告書の公表その他の環境情報の提供を行い、また、その情報の信頼性を高めるように努めることとし、事業者の自主性を最大限尊重することとしています。

さらに、環境配慮の取組の推進に当たって、中小事業者の取組が極めて重要であることにかんがみ、本法案におきましては、中小企業者の取組を後押しするため、国として情報提供等による支援に努める旨を規定することとしております。

第四に、環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮
した事業活動の促進に関する法律案要綱

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいうこと。（第二条

条第一項関係）

2 この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報をいうこと。（第二条第二項関係）

3 この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいうこと。（第二条第三項関係）

4 この法律において「環境報告書」とは、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であつて、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況等からみたその事業の国の事務等との関連性の程度、その組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模等を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一事業年度等におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書等をいうこと。（第二条第四項関係）

三 国等の責務

1 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の提供の促進、事業者

又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。 (第三条第一項関係)

2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。 (第三条第二項関係)

3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たっては、中小企業者の事務負担等に配慮をしつつ、これを行うものとする。 (第三条第三項関係)

4 事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資等をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。 (第四条関係)

5 国民は、投資等をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。 (第五条関係)

第二 国等による環境配慮等の状況の公表

一 国による環境配慮等の状況の公表

各省各庁の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況（その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。二において同じ。）を公表するものとする。 （第六条関係）

二 地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況を公表するように努めるものとする。 （第七条関係）

第三 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

一 環境報告書の記載事項等

1 主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行等を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（以下「記載事項等」という。）を定めなければならないこと。 （第八条第一項関係）

2 主務大臣は、記載事項等を定めようとするときは、定めるべき記載事項等の案について、事業者、

学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会等の意見を聴かなければならないこと。（第八条 第二項関係）

二 環境報告書の公表等

1 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度等ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならないこと。（第九条第一項関係）

2 特定事業者は、1により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査（特定事業者の環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。）を受けること等により、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。こと。（第九条第二項関係）

3 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、必要な体制の整備及び従事者の資質の向上を図るよう努めるものとする。こと。（第十条関係）

4 大企業者は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように

努めるとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。 (第十一条第一項関係)

5 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供等の措置を講ずるものとする。 (第十一条第二項関係)

第四 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供
事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨等の情報の提供を行うように努めるものとする。 (第十二条関係)

第五 環境情報の利用の促進
一 環境報告書の収集等を行う者に関する情報の提供等
国は、環境報告書の収集等の業務を行う者に関する情報の提供等の措置を講ずるものとする。 ()

第十三条第一項関係)

二 製品等の利用等に係る環境情報の利用の促進のための措置

国は、一のほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用等をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言等の措置を講ずるものとする。 (第十三条第二項関係)

第六 雑則

この法律における主務大臣等を定めること。 (第十四条関係)

第七 罰則

所要の罰則を定めること。 (第十六条関係)

第八 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮
した事業活動の促進に関する法律案

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表（第六条・第七条）

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表（第八条 第十一条）

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供（第十二条）

第五章 環境情報の利用の促進（第十三条）

第六章 雑則（第十四条・第十五条）

第七章 罰則（第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活

動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいう。

2 この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務（以下「製品等」という。）に係る環境への負荷の低減に関する情報をいう。

3 この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいう。

4 この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によつて設立された法人であつて、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の提供の促進、事業者又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たっては、中小企業者の事務負担その他の事情に配慮をしつつ、これを行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表

(国による環境配慮等の状況の公表)

第六条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況（その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。次条において同じ。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（地方公共団体による環境配慮等の状況の公表）

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

（環境報告書の記載事項等）

第八条 主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（以下「記載事項等」という。）を定めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により記載事項等を定めようとするときは、あらかじめ、定めるべき記載事項

等の案について、事業者、学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会その他の団体の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

(環境報告書の公表等)

第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するよう努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査(特定事業者の環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。)を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。

第十条 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るよう努めるものとする。

第十一条 大企業者（中小企業者以外の事業者をいい、特定事業者を除く。）は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるよう努めるものとする。

2 国は、中小企業者とその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供

第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

第五章 環境情報の利用の促進

第十三条 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第十六条 第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(公表に関する経過措置)

第二条 第六条の規定は、平成十七年度以後の年度に係る環境配慮等の状況について適用する。

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他のこの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書に関し記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮
した事業活動の促進に関する法律案参照条文

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案参照条文

環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2・3 （略）

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十条 （略）

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。